

新旧対照表（地震災害対策計画）

	現 行	改 正 案	備 考
	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的・方針等</p> <p> 第 1 節 計画の目的</p> <p> 第 2 節 計画の性格及び基本方針等</p> <p> 第 3 節 計画の構成</p> <p> 第 4 節 地域防災計画の作成又は修正</p> <p>第 2 章 日進市の特質と災害要因</p> <p> 第 1 節 自然的条件</p> <p> 第 2 節 社会的条件</p> <p> 第 3 節 土地利用の変遷</p> <p>第 3 章 地震の被害想定</p> <p> 第 1 節 南海トラフ地震の被害予測</p> <p> 第 2 節 内陸型地震の被害予測</p> <p>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p> 第 1 節 防災の基本理念</p> <p> 第 2 節 重点を置くべき事項</p> <p>第 5 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p> 第 1 節 実施責任</p> <p> 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p> 第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p> 第 2 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p> <p> 第 3 節 企業防災の促進</p> <p>第 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p> 第 1 節 防災訓練の実施</p> <p> 第 2 節 防災知識の普及</p> <p>第 3 章 避難対策</p> <p> 第 1 節 避難に関する計画</p> <p> 第 2 節 必需物資の確保対策</p> <p>第 4 章 避難行動の促進対策</p> <p> 第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p> 第 2 節 避難場所及び避難道路の指定等</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p style="text-align: center;">第 1 編 総則</p> <p>第 1 章 計画の目的</p> <p> 第 1 節 計画の目的</p> <p> 第 2 節 計画の性格</p> <p> 第 3 節 計画の構成</p> <p> 第 4 節 地域防災計画の作成又は修正</p> <p>第 2 章 日進市の特質と災害要因</p> <p> 第 1 節 自然的条件</p> <p> 第 2 節 社会的条件</p> <p> 第 3 節 土地利用の変遷</p> <p>第 3 章 地震の被害想定</p> <p> 第 1 節 南海トラフ地震の被害予測</p> <p> 第 2 節 内陸型地震の被害予測</p> <p>第 4 章 基本理念及び重点を置くべき事項</p> <p> 第 1 節 防災の基本理念</p> <p> 第 2 節 重点を置くべき事項</p> <p>第 5 章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p> 第 1 節 実施責任</p> <p> 第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 1 章 防災協働社会の形成推進</p> <p> 第 1 節 防災協働社会の形成推進</p> <p> 第 2 節 自主防災組織・ボランティアに関する計画</p> <p> 第 3 節 企業防災の促進</p> <p>第 2 章 防災訓練及び防災意識の向上</p> <p> 第 1 節 防災訓練の実施</p> <p> 第 2 節 防災知識の普及</p> <p>第 3 章 避難対策</p> <p> 第 1 節 避難に関する計画</p> <p> 第 2 節 必需物資の確保対策</p> <p>第 4 章 避難行動の促進対策</p> <p> 第 1 節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備</p> <p> 第 2 節 緊急避難場所及び避難道路の指定等</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>第5章 要配慮者対策</p> <p>第6章 帰宅困難者対策</p> <p>第7章 都市防災化計画</p> <p>第8章 地盤災害の予防</p> <p>第9章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>第2節 公共施設安全確保整備計画</p> <p>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第4節 文化財の保護</p> <p>第10章 火災予防・危険性物質等の防災対策</p> <p>第1節 火災予防対策計画</p> <p>第2節 危険性物質等防災計画</p> <p>第11章 広域応援体制の整備</p> <p>第1節 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>第12章 災害対策基金</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動体制（組織の動員配備）</p> <p>第2章 通信の運用</p> <p>第3章 地震情報等の伝達</p> <p>第4章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第5章 広報</p> <p>第6章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>第2節 避難所の開設・運営</p> <p>第7章 要配慮者支援対策</p> <p>第8章 帰宅困難者対策</p> <p>第9章 救出</p> <p>第10章 消防活動</p> <p>第1節 消防活動に関する計画</p> <p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p> <p>第1節 避難所の指定・整備</p> <p>第2節 要配慮者対策</p> <p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>第7章 都市防災化計画</p> <p>第8章 液状化対策・土砂災害等の予防</p> <p>第9章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>第2節 公共施設安全確保整備計画</p> <p>第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画</p> <p>第4節 文化財の保護</p> <p>第10章 火災予防・危険性物質等の防災対策</p> <p>第1節 火災予防対策計画</p> <p>第2節 危険性物質等防災計画</p> <p>第11章 広域応援体制の整備</p> <p>第1節 広域応援体制の整備</p> <p>第2節 救援隊等による協力体制の整備</p> <p>第12章 災害対策基金</p> <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 活動体制（組織の動員配備）</p> <p>第2章 通信の運用</p> <p>第3章 地震情報等の伝達</p> <p>第4章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>第5章 広報</p> <p>第6章 避難</p> <p>第1節 避難対策</p> <p>第2節 避難所の開設・運営</p> <p>第7章 要配慮者支援対策</p> <p>第8章 帰宅困難者対策</p> <p>第9章 救出</p> <p>第10章 消防活動</p> <p>第1節 消防活動に関する計画</p> <p>第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>
---	--

新旧対照表（地震災害対策計画）

第1節 医療救護	第1節 医療救護
第2節 防疫・保健衛生	第2節 防疫・保健衛生
第12章 水・食品・生活必需品の供給	第12章 水・食品・生活必需品の供給
第1節 給水	第1節 給水
第2節 食品の供給	第2節 食品の供給
第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給
第13章 緊急輸送対策等	第13章 緊急輸送対策等
第1節 緊急輸送道路確保計画	第1節 緊急輸送道路確保計画
第2節 緊急輸送手段確保計画	第2節 緊急輸送手段確保計画
第3節 自動車運転者における措置	第3節 自動車運転者における措置
第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対	第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策
第1節 鉄道施設対策	第1節 鉄道施設対策
第2節 電力施設対策	第2節 電力施設対策
第3節 ガス施設対策	第3節 ガス施設対策
第4節 上水道対策	第4節 上水道対策
第5節 下水道等対策	第5節 下水道等対策
第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置
第15章 ボランティアの受入計画	第15章 ボランティアの受入計画
第16章 応援協力・派遣要請	第16章 応援協力・派遣要請
第1節 広域応援の要請	第1節 広域応援の要請
第2節 職員派遣の要請等	第2節 職員派遣の要請等
第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣
第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備
	<u>第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</u>
第17章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画	第17章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画
第1節 環境汚染防止計画	第1節 環境汚染防止計画
第2節 廃棄物処理計画	第2節 廃棄物処理計画
第18章 警備・危険性物質等対策	第18章 警備・危険性物質等対策
第1節 災害警備計画	第1節 災害警備計画
第2節 危険性物質等対策計画	第2節 危険性物質等対策計画
第19章 遺体の取扱い	第19章 遺体の取扱い
第1節 搜索	第1節 搜索
第2節 遺体の処置	第2節 遺体の処置
第3節 遺体の埋火葬	第3節 遺体の埋火葬
第20章 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	第20章 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
第21章 住宅対策	第21章 住宅対策
第1節 被災住宅等の調査	第1節 被災住宅等の調査
第2節 応急仮設住宅の供与	第2節 応急仮設住宅の供与
第3節 住宅の応急修理	第3節 住宅の応急修理

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>第4節 障害物の除去</p> <p>第22章 学校における対策</p> <p>第1節 臨時休校及び避難等の措置</p> <p>第2節 教育施設の確保</p> <p>第3節 教職員の確保</p> <p>第4節 教科書、学用品等の給与</p> <p>第23章 航空機の活用</p> <p>第24章 災害救助法の適用</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害復旧対策計画</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第2章 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第4章 その他の復興整備事業</p> <p style="text-align: center;">第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 東海地震に関する情報</p> <p>第2節 地震災害警戒本部</p> <p>第3節 社会秩序を維持する対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集</p> <p>第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第1節 警戒宣言等の伝達系統</p> <p>第2節 警戒宣言発令時等の広報</p> <p>第3節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告</p> <p>第4章 住民等のとるべき措置</p> <p>第5章 自主防災組織の活動</p> <p>第6章 発災に備えた直前対策</p> <p>第1節 避難等対策</p> <p>第2節 教育機関等対策</p> <p>第3節 消防、浸水等対策</p> <p>第4節 生活必需品の確保</p> <p>第5節 飲料水、ライフライン対策</p> <p>第6節 金融機関、郵便事業の対策</p>	<p>第4節 障害物の除去</p> <p>第22章 学校における対策</p> <p>第1節 臨時休校及び避難等の措置</p> <p>第2節 教育施設の確保</p> <p>第3節 教職員の確保</p> <p>第4節 教科書、学用品等の給与</p> <p>第23章 航空機の活用</p> <p>第24章 災害救助法の適用</p> <p style="text-align: center;">第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章 民生安定のための緊急措置</p> <p>第2章 激甚災害の指定に関する計画</p> <p>第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金</p> <p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>第2節 被災者への経済的支援等</p> <p>第3節 住宅等対策</p> <p>第4節 商工業の再建支援</p> <p>第5節 農林水産業の再建支援</p> <p>第4章 その他の復興整備事業</p> <p style="text-align: center;">第5編 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 東海地震に関する情報</p> <p>第2節 地震災害警戒本部</p> <p>第3節 社会秩序を維持する対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置及び要員の参集</p> <p>第3章 警戒宣言発令時等の情報伝達・収集及び広報</p> <p>第1節 警戒宣言等の伝達系統</p> <p>第2節 警戒宣言発令時等の広報</p> <p>第3節 警戒宣言発令後の避難状況等に関する情報の収集、報告</p> <p>第4章 住民等のとるべき措置</p> <p>第5章 自主防災組織の活動</p> <p>第6章 発災に備えた直前対策</p> <p>第1節 避難等対策</p> <p>第2節 教育機関等対策</p> <p>第3節 消防、浸水等対策</p> <p>第4節 生活必需品の確保</p> <p>第5節 飲料水、ライフライン対策</p> <p>第6節 金融機関、郵便事業の対策</p>
---	---

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>第7節 交通対策</p> <p>第8節 病院、診療所</p> <p>第9節 百貨店等</p> <p>第10節 緊急輸送</p> <p>第11節 廃棄物処理及び清掃活動</p> <p>第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客 対策</p> <p>第7章 市等が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第1節 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2節 県が管理又は運営する施設に関する対策</p>	<p>第7節 交通対策</p> <p>第8節 病院、診療所</p> <p>第9節 百貨店等</p> <p>第10節 緊急輸送</p> <p>第11節 廃棄物処理及び清掃活動</p> <p>第12節 警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客 対策</p> <p>第7章 市等が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第1節 市が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>第2節 県が管理又は運営する施設に関する対策</p>	
---	---	--

新旧対照表（地震災害対策計画）

1-1	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・方針等</p> <p>第2節 計画の性格及び基本方針等</p> <p>1. 地域防災計画 -地震災害対策計画-</p> <p>(追加)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的</p> <p>第2節 計画の性格</p> <p>1. 地域防災計画 -地震災害対策計画-</p> <p>4. <u>愛知県地域強靱化計画との関係</u></p> <p><u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u></p> <p><u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</u></p> <p>① <u>県民の生命を最大限守る</u></p> <p>② <u>地域及び社会の重要な機能を維持する</u></p> <p>③ <u>県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</u></p> <p>④ <u>迅速な復旧復興を可能とする</u></p>	
1-2	<p>4. <u>他計画との関係</u></p> <p><u>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</u></p> <p><u>(2) 水防法（昭和25年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。</u></p>	<p>5. <u>他計画との関係</u></p> <p>水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。</p>	
1-3	<p>第3節 計画の構成</p>	<p>第3節 計画の構成</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

		構成		主な内容			構成		主な内容
		第4編	災害復旧対策計画	被災地域の迅速な復旧に向けた対策等			第4編	災害復旧・復興計画	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策等
1-4	第2章	日進市の特質と災害要因			第2章	日進市の特質と災害要因			
1-5	第2節	社会的条件			第2節	社会的条件			
		人口	本市の総人口は、 <u>87,084</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>17,000</u> 人である（平成27年4月1日現在）。		人口	本市の総人口は、 <u>88,808</u> 人で、65歳以上の高齢者は約 <u>17,300</u> 人である（平成28年10月1日現在）。			
1-12	第5章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱			第5章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱			
		第2節	処理すべき事務又は業務の大綱		第2節	処理すべき事務又は業務の大綱			
		1. 市	市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。		1. 市	市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。			
1-13		①～⑬ (略)		⑭ <u>必要物資、機械等の備蓄及び整備を行う。</u>	①～⑬ (略)		⑭ <u>危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u>		
		⑮～⑰ (略)		⑱ <u>所属する公共施設（道路、橋梁、下水道等）の耐震化を推進する。</u>	⑮～⑰ (略)		⑱ <u>地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。</u>		
		⑲、⑳ (略)			⑲、⑳ (略)				
1-14	3. 指定地方行政機関	(追加)			3. 指定地方行政機関	① <u>中部管区警察局</u>			
		(追加)				ア <u>管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関する</u> ことを行う。			
		(追加)				イ <u>他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携</u> に関することを行う。			
		(追加)				ウ <u>管区内各県警察の相互援助の調整</u> に関することを行う。			
		(追加)				エ <u>警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制</u> に関することを行う。			
		(追加)				オ <u>情報の収集及び連絡</u> に関することを行う。			
		(追加)				カ <u>津波警報等の伝達</u> を行う。			
		(追加)				② <u>東海財務局</u>			
		(追加)				ア <u>災害復旧事業費の査定立会</u> に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、			

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>民生の安定を図るうえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるようにする。</p> <p>イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。</p> <p>ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。</p> <p>エ 警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、<u>適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u></p> <p>オ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、<u>現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する一方、被災者等からの金融相談ニーズに対応する金融相談窓口を設置する。</u></p> <p>カ 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、<u>管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>③ 東海北陸厚生局</p> <p>ア 災害状況の情報収集、連絡調整</p> <p>イ 関係職員の派遣</p> <p>ウ 関係機関との連絡調整</p>
<p>(追加)</p>	<p>④ 東海農政局</p> <p>ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。</p> <p>イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。</p> <p>ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。</p> <p>エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。</p> <p>オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p><u>について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。</u></p> <p>カ <u>直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。</u></p> <p>キ <u>地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。</u></p> <p>ク <u>被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。</u></p> <p>ケ <u>応急用食料の供給支援にあてる在庫量を調査し、調達・供給体制を整備する。</u></p> <p>コ <u>食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。</u></p> <p>サ <u>食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。</u></p> <p>シ <u>必要に応じ職員を派遣し、食料供給活動を支援する。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>⑤ 中部森林管理局</p> <p>ア <u>国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。</u></p> <p>イ <u>国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u></p> <p>ウ <u>災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。</u></p> <p>エ <u>知事、市長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p>⑥ 中部経済産業局</p> <p>ア <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行</u></p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>う。</p> <p>イ 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。</p> <p>ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。</p> <p>エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。</p>
(追加)	<p>⑦ 中部近畿産業保安監督部</p> <p>高压ガス、液化石油ガス等所掌に係る危険物又はその施設、鉱山施設、電気施設、ガス施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。</p>
(追加)	<p>⑧ 中部運輸局</p> <p>ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。</p> <p>イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。</p> <p>ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。</p> <p>エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。</p> <p>オ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。</p> <p>カ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。</p> <p>ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。</p> <p>ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>① 名古屋地方気象台</p> <p>ア 地震に関する観測及びその成果の収集並びにその情報の発表を行う。</p> <p>イ 次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知する。</p> <p> i 大津波警報、津波警報、津波注意報、地震・津波情報</p> <p> ii 東海地震に関連する情報</p>	<p>コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。</p> <p>サ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。</p> <p>⑨ 大阪航空局中部空港事務所</p> <p>ア 航空保安施設の管理運用を行う。</p> <p>イ 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。</p> <p>ウ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。</p> <p>エ 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。</p> <p>オ 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>⑩ 第四管区海上保安本部</p> <p>ア 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、警戒宣言その他地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。</p> <p>イ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。</p> <p>ウ 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。</p> <p>エ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対し避難勧告、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。</p> <p>オ 海上における治安を維持する。</p> <p>⑪ 名古屋地方気象台</p> <p>ア 市や県、その他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性や住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動等、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。</p> <p>イ 市及び県が実施する防災訓練において、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図れるよう支援する。</p> <p>ウ 市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情</p>	
--	---	--	--

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>iii 緊急地震速報（気象庁から伝達する）</p> <p>ウ 地震防災対策強化地域の地震予知及び地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力を<u>する。</u></p> <p>エ 南海トラフ地震防災対策推進地域に係る地震、津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力を<u>する。</u></p> <p>オ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報を行う。</p>	<p>報等の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を<u>得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達する。</u></p> <p>エ 市や県、その他防災関係機関と連携し、津波防災について普及・啓発を図る。</p> <p>オ 市が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・助言を行う。</p>
<p>(追加)</p>	<p>⑫東海総合通信局</p> <p>ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。</p> <p>イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。</p> <p>ウ 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査を行う。</p> <p>エ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する<u>ことを行う。</u></p> <p>オ 非常通信協議会の運営に関する<u>ことを行う。</u></p> <p>カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。</p>
<p>(追加)</p>	<p>⑬愛知労働局</p> <p>ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な<u>処理に努める。</u></p> <p>イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に<u>努める。</u></p> <p>ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に<u>努める。</u></p> <p>エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるよう</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>② 中部地方整備局</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 応急復旧</p> <p> i、ii （略）</p> <p> iii <u>海上緊急輸送路を確保するため、津波流出物の除去等を実施する。</u></p> <p> iv～vii （略）</p> <p> viii 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策車両、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p> <p>（追加）</p>	<p><u>に要請する。</u></p> <p>オ <u>被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。</u></p> <p>カ <u>災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。</u></p> <p>キ <u>被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。</u></p> <p>ク <u>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の 4.5 割～8 割に相当する額）の支給を行う。</u></p> <p>⑭ 中部地方整備局</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 応急復旧</p> <p> i、ii （略）</p> <p> iii <u>航路啓開に関する計画に基づき、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保を実施する。</u></p> <p> iv～vii （略）</p> <p> viii 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用機械、油回収船、浮体式防災基地等を被災地域支援のため出動させる。</p> <p>⑮ 中部地方環境事務所</p> <p>ア <u>有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。</u></p> <p>イ <u>廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。</u></p> <p>⑯ 近畿中部防衛局東海防衛支局</p> <p>ア <u>所管財産の使用に関する連絡調整を行う。</u></p> <p>イ <u>災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。</u></p> <p>ウ <u>在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。</u></p> <p>⑰ 国土地理院中部地方測量部</p> <p>ア <u>災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。</u></p> <p>イ <u>災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、</u></p>
---	--

新旧対照表（地震災害対策計画）

		<p><u>国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。</u></p> <p><u>ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。</u></p> <p><u>エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。</u></p>	
1-17	<p>5. 指定公共機関</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>5. 指定公共機関</p> <p>① 独立行政法人国立病院機構</p> <p><u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u></p> <p>② 独立行政法人水資源機構</p> <p><u>ア愛知用水等の施設（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。</u></p> <p><u>イ 東海地震注意情報が発表されたときは、中部支社等に防災本部を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</u></p> <p>③ 独立行政法人地域医療機能推進機構</p> <p><u>知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。</u></p> <p>④ 日本銀行</p> <p><u>ア 警戒宣言が発せられたときは、預貯金払戻等の混乱発生の未然防止のための具体策につき関係機関等と協議し、金融機関が所要の事前措置をとりうるよう協力する。</u></p> <p><u>イ 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、次の措置をとる。</u></p> <p><u>i 金融機関の手許現金保有状況の把握に努め、金融機関の所要現金の確保について必要な援助を行うなど、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講じる。</u></p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>① 日本赤十字社 ア～エ（略） （追加）</p> <p>② 日本放送協会 （略） （追加）</p>	<p>ii <u>り災金融機関に早急な営業開始を要請するとともに、必要に応じ金融機関相互間の申合せ等により営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。</u></p> <p>iii <u>金融機関相互間の申合せにより次の措置を実施するよう要請する。</u></p> <p><u>(i)り災者の預貯金について、実情に即する簡易な確認方法による払戻し及び定期預金等の期限前解約</u></p> <p><u>(ii)手形交換については、交換開始時刻、交換戻決済時刻、不渡手形返還時刻の変更及び一定日までのり災関係手形等に対する不渡処分の猶予並びに不可抗力により支払期日の経過した手形の交換持出の容認</u></p> <p><u>(iii)災害関係融資について実情に即した措置</u></p> <p>iv <u>損傷銀行券及び貨幣の引換のための必要な措置をとる。</u></p> <p>v <u>国債を滅紛失した顧客に対し、日本銀行名古屋支店及び最寄りの日本銀行代理店は相談に応じる。</u></p> <p>vi <u>日本銀行代理店及び取引官庁との連絡を密にし、国庫事務を円滑に運営するための必要な措置をとる。</u></p> <p>vii <u>上記措置については、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。</u></p> <p>⑤ 日本赤十字社 ア～エ（略） オ <u>義援金等の受付及び配分を行う。</u> <u>なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。</u></p> <p>⑥ 日本放送協会 （略）</p> <p>⑦ 中日本高速道路株式会社 ア <u>警戒宣言、東海地震に関連する情報等を伝達する。</u></p> <p>イ <u>高速自動車国道、伊勢湾岸自動車道（一般有料道路区間）の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</u></p>
--	---

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>(追加)</p>	<p>⑧ 中部国際空港株式会社</p> <p>ア 地震に関する情報（東海地震に関連する情報を含む。）を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。</p> <p>イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は連絡体制の強化を図り、東海地震注意情報が発表された場合及び災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p> <p>ウ 災害による空港施設及び航空保安施設の被害状況を調査し、関係機関に報告する。</p> <p>エ 災害に備え、地震防災応急対策用資機材並びに食料、飲料水及び生活用品を確保する。</p> <p>オ 警戒宣言が発令された場合及び災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。</p> <p>カ 災害が発生した場合、被災施設及び設備の早期復旧に努める。</p> <p>キ 災害が発生した場合、航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。</p>
<p>(追加)</p>	<p>⑨ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>ア 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。</p> <p>イ 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</p> <p>ウ 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</p> <p>エ 旅客の避難、救護を実施する。</p> <p>オ 列車の運転規制を行う。</p> <p>カ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。</p> <p>キ 災害により線路が不通となった場合は、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。</p> <p>ク 死傷者の救護及び処置を行う。</p> <p>ケ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。</p>
<p>⑩ 日本郵便株式会社 (略)</p>	<p>⑩ 日本郵便株式会社 (略)</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>⑧ 中部電力株式会社 (略)</p> <p>⑨ 東邦ガス株式会社 (略)</p> <p>⑩ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 (略)</p> <p>③ 西日本電信電話株式会社 (略)</p> <p>④ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略)</p> <p>⑤ KDDI株式会社 (略)</p> <p>⑥ 株式会社NTTドコモ (略)</p> <p>⑦ ソフトバンクモバイル株式会社 (略)</p>	<p>⑪ 中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社 (略)</p> <p>⑫ 東邦瓦斯株式会社 (略)</p> <p>⑬ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 (略)</p> <p>⑭ 西日本電信電話株式会社 (略)</p> <p>⑮ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 (略)</p> <p>⑯ KDDI株式会社 (略)</p> <p>⑰ 株式会社NTTドコモ (略)</p> <p>⑱ ソフトバンク株式会社 (略)</p>	
1-19	<p>6. 指定地方公共機関 (略) (追加)</p> <p>② 各ガス事業会社 (略) (追加)</p> <p>③ 名古屋鉄道株式会社 ア 線路、トンネル、橋梁、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。 イ 旅客の避難、救護を実施する。 ウ 列車の運転規制を行う。 エ 災害により線路が不通となった場合、列車の運</p>	<p>6. 指定地方公共機関 (略)</p> <p>② 愛知県尾張水害予防組合 ア 水防施設、資機材の整備と管理を図る。 イ 水防計画の策定及びその推進を図る。</p> <p>③ 各ガス事業会社 (略)</p> <p>④ 一般社団法人愛知県トラック協会 ア 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支部対策室を設置する。 イ 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。</p> <p>⑤ 名古屋鉄道株式会社 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社に準ずる。</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p><u>転を休止し、自動車による代行輸送又は連絡社線による振替輸送等を行う。</u></p> <p><u>オ 死傷者の救護及び処置を行う。</u></p> <p>④ 各民間放送及び新聞社 (略) (追加)</p> <p>⑤ 公益社団法人愛知県医師会 (略)</p> <p>⑥ 一般社団法人愛知県歯科医師会 (略)</p> <p>⑦ 一般社団法人愛知県薬剤師会 (略)</p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県看護協会 (略)</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県LPガス協会 (略)</p>	<p>⑥ 各民間放送及び新聞社 (略)</p> <p>⑦ <u>愛知県道路公社、名古屋高速道路公社</u> <u>各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。</u></p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県医師会 (略)</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県歯科医師会 (略)</p> <p>⑩ 一般社団法人愛知県薬剤師会 (略)</p> <p>⑪ 公益社団法人愛知県看護協会 (略)</p> <p>⑫ 一般社団法人愛知県LPガス協会 (略)</p>
	<p>第2編 災害予防計画</p>	<p>第2編 災害予防計画</p>
2-1	<p>第1章 防災協働社会の形成推進</p>	<p>第1章 防災協働社会の形成推進</p>
	<p>第1節 防災協働社会の形成推進</p>	<p>第1節 防災協働社会の形成推進</p>
	<p>1. 市における措置</p>	<p>1. 市における措置</p>
2-2	<p><u>(3) 業務継続計画の策定</u></p> <p><u>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p> <p>2. 市民の基本的責務 (略)</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動</p>	<p>(削除)</p> <p>2. 市民の基本的責務 (略)</p> <p>また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、<u>緊急避難場所や避難所で</u>自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>	<p>っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。</p>
<p>2-5</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p><u>企業の事業継続・早期再建は、住民の生活再建や街の復興に大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。</u></p> <p><u>大規模地震による被害を最小限にとどめ、できるかぎり早期の復旧を可能とする予防対策を推進するため、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。））の策定・運用に取り組むなど、予防対策に努める。</u></p> <p><u>市及び商工団体等は、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組める環境の整備に努める。</u></p> <p>1. 企業の取組</p>	<p>第3節 企業防災の促進</p> <p>（削除）</p> <p>1. 企業における措置</p> <p><u>（1）事業継続計画の策定・運用</u></p>
<p>2-6</p>	<p>企業は、災害時の企業の果たす役割（<u>生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生</u>）を認識し、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するように努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、<u>事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、防災活動の推進に努めるものとする。</u></p> <p>① 生命の安全確保</p> <p><u>顧客等の不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等においては、顧客の安全とともに企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保する。</u></p>	<p>企業は、災害時の企業の果たす役割を<u>十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。</u></p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、<u>事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。</u></p> <p><u>特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u></p> <p><u>（2）生命の安全確保</u></p> <p><u>顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。</u></p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>② 二次災害の防止</p> <p><u>製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。</u></p> <p>③ 事業の継続</p> <p><u>被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。</u></p> <p>④ 地域貢献・地域との共生</p> <p><u>災害が発生した際には、住民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、敷地や物資、支援金の可能な範囲における提供のほか、技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。</u></p> <p><u>また、平常時からこれら主体との連携を密にしておく。</u></p>	<p>(3) 二次災害の防止</p> <p><u>落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) 地域との共生と貢献</p> <p><u>緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にす意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。</u></p> <p><u>企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。</u></p>	
2-7	2. <u>企業防災の促進のための取組</u> (略)	2. <u>市及び商工団体等における措置</u> (略)	
2-8	<p>第2章 <u>防災訓練及び防災意識の向上</u></p> <p>■ (略)</p> <p>■ <u>市は、防災訓練、学校教育、広報、住民相談等を通じて防災意識の向上を図り、防災に関する様々な動向や各種の知識を分かりやすく発信するものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>■ <u>防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が</u></p>	<p>第2章 <u>防災訓練及び防災意識の向上</u></p> <p>■ (略)</p> <p>■ <u>市は、防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。</u></p> <p>■ <u>特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、住民・民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。</u></p> <p>■ <u>防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を</u></p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

2-9

整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

■過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行い、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理して適切に保存するとともに、市民が閲覧できるように努める。

第1節 防災訓練の実施

市は次の防災訓練を行うものとする。

- (1)～(3) 略
- (追加)

(4) 企業への防災訓練の促進

市は、企業の防災意識の向上を図るとともに、企業防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(5) 訓練の検証

(略)

第2節 防災知識の普及

主体	内容
市	① (略)
	②住民等に対する地震教育 住民等の防災に対する意識向上を図るため、県や消防機関等と協力して地震防災に関する広報、教育を実施する。
	ア～ウ (略)

支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

■様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

市は次の防災訓練を行うものとする。

- (1)～(3) 略
- (4) 動員訓練

市は、地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(6) 訓練の検証

(略)

(7) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部等において応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

第2節 防災知識の普及

主体	内容
市	① (略)
	②住民等に対する地震教育 防災週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、地震・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
	また、地域と連携を図り、地域の実情に

新旧対照表（地震災害対策計画）

			<p>応じた防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>ア～ウ （略）</p>
	<p>●家庭内備蓄の推進</p> <p>ア 災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある。</p> <p>イ 南海トラフ地震等の広域での大規模災害も想定されるため、1週間分程度の飲料水、食料その他の生活物資等の家庭内備蓄に努める。</p>	住民	<p>●家庭内備蓄の推進</p> <p>災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、また警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレレットペーパー等について、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄に努める。</p>
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
2-11	<p>第3章 避難対策</p> <p>1. 避難場所及び避難所</p> <p>市が指定する避難場所及び避難所は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	2-11	<p>第3章 避難対策</p> <p>1. 緊急避難場所及び避難所</p> <p>市が指定する緊急避難場所及び避難所は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>
2-12	<p>また、市は、上記の避難場所とは別に、大規模な公園などの広いオープンスペースを「広域避難場所」として定め、一時的な避難場所として活用する。</p>	2-12	<p>また、市は、上記の緊急避難場所等とは別に、大規模な公園などの広いオープンスペースを「広域避難場所」として定め、一時的な避難場所として活用する。</p>
2-14	<p>6. 避難に関する広報</p> <p>市は、住民等が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次の広報活動を実施する。</p>	2-14	<p>6. 避難に関する広報</p> <p>市は、住民等が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次の広報活動を実施する。</p>
	<p>(1) 避難所等の広報</p> <p>避難所等の指定を行った時は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難所の名称 ・避難場所、避難所の所在位置 ・避難場所、避難所への経路 ・避難場所、避難所の区分 ・その他必要な事項 		<p>(1) 避難所等の広報</p> <p>避難所等の指定を行った時は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難場所、避難所の名称 ・緊急避難場所、避難所の所在位置 ・緊急避難場所、避難所への経路 ・緊急避難場所、避難所の区分 ・その他必要な事項
	<p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時における避難のための知識 ・避難時における知識 		<p>(2) 避難のための知識の普及</p> <p>必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時における避難のための知識 ・避難時における知識

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>・避難場所、避難所滞在中の心得 等</p> <p>2-15 7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画</p> <p>市及び防災上重要な施設管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>①市の避難計画</p> <p>避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>カ (略)</p> <p>② (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>防災上重要な施設管理者</td> <td> <p>●防災上重要な施設管理者の留意事項</p> <p>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	<p>①市の避難計画</p> <p>避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>カ (略)</p> <p>② (略)</p>	防災上重要な施設管理者	<p>●防災上重要な施設管理者の留意事項</p> <p>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>・緊急避難場所、避難所滞在中の心得 等</p> <p>7. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画</p> <p>市及び防災上重要な施設管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td> <p>①市の避難計画</p> <p>避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>緊急</u>避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ <u>緊急</u>避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ <u>緊急</u>避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>オ <u>緊急</u>避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>カ (略)</p> <p>② (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>防災上重要な施設管理者</td> <td> <p>●防災上重要な施設管理者の留意事項</p> <p>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、<u>緊急</u>避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市	<p>①市の避難計画</p> <p>避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>緊急</u>避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ <u>緊急</u>避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ <u>緊急</u>避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>オ <u>緊急</u>避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>カ (略)</p> <p>② (略)</p>	防災上重要な施設管理者	<p>●防災上重要な施設管理者の留意事項</p> <p>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、<u>緊急</u>避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ (略)</p>
主体	内容													
市	<p>①市の避難計画</p> <p>避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ 避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ 避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>オ 避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>カ (略)</p> <p>② (略)</p>													
防災上重要な施設管理者	<p>●防災上重要な施設管理者の留意事項</p> <p>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ (略)</p>													
主体	内容													
市	<p>①市の避難計画</p> <p>避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>緊急</u>避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>ウ <u>緊急</u>避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>エ <u>緊急</u>避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>オ <u>緊急</u>避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>カ (略)</p> <p>② (略)</p>													
防災上重要な施設管理者	<p>●防災上重要な施設管理者の留意事項</p> <p>学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、<u>緊急</u>避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。</p> <p>ウ (略)</p>													
<p>2-17</p>	<p>第4章 避難行動の促進対策</p> <p>第2節 避難場所及び避難道路の指定等</p>	<p>第4章 避難行動の促進対策</p> <p>第2節 <u>緊急</u>避難場所及び避難道路の指定等</p>												

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>2-18</p> <p>1. 避難場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p>(1) 広域避難場所の選定</p> <p>市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保しておくものとする。</p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(2) 広域避難場所標識の設置等</p> <p>広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておくものとする。</p> <p>(3) 一時避難場所の確保</p> <p>広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として確保する。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示、避難勧告、避難準備情報等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>①収集できる情報として次の情報を踏まえること</p> <p>ア 気象予警報及び気象情報</p> <p>②「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること</p> <p>③避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた</p>	<p>1. 緊急避難場所の指定</p> <p>市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。</p> <p><u>なお、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。</u></p> <p><u>また、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。</u></p> <p>(1) 広域避難場所の選定</p> <p>市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。<u>なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。</u></p> <p>ア～キ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 一時避難場所の確保</p> <p>広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として<u>選定し、確保する。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>市は、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>①「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（内閣府）を参考にすること</p>
--	---

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>2-19</p>	<p>方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</p> <p>市は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>③避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>④避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>⑤避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>ア 避難場所や避難所の秩序保持</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略)</p>	<p>②避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意すること</p> <p>(3) 判断のための助言を求めるための事前準備</p> <p>市は、避難勧告又は指示を行う際(土砂災害については、それらを解除する際も含む)に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>第4節 避難誘導等に係る計画の策定</p> <p>1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 市の避難計画</p> <p>市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>③緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法</p> <p>④緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>⑤緊急避難場所、避難所の管理に関する事項</p> <p>ア 緊急避難場所や避難所の秩序保持</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項 (略)</p>
<p>2-20</p>	<p>① (略)</p> <p>②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>③ (略)</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1. 市における措置</p> <p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるよ</p>	<p>① (略)</p> <p>②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。</p> <p>③ (略)</p> <p>第5節 避難に関する意識啓発</p> <p>1. 市における措置</p> <p>市は、住民が的確な避難行動をとることができるよ</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>うにするため、避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</p> <p>また、避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>（1）避難場所等の広報</p> <p>市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>①避難場所、避難所の名称</p> <p>②避難場所、避難所の所在位置</p> <p>③（略）</p> <p>④避難場所、避難所への経路</p> <p>⑤避難場所、避難所の区分</p> <p>⑥その他必要な事項</p> <p>（2）避難のための知識の普及</p> <p>市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>①平常時における避難のための知識</p> <p>②避難時における知識</p> <p>③避難場所、避難所滞在中の心得</p>	<p>うにするため、緊急避難場所や避難所の周辺道路に、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図るものとする。</p> <p>また、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、広報誌・PR紙などを活用して広報活動を実施するものとする。</p> <p>（1）緊急避難場所等の広報</p> <p>市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。</p> <p>①緊急避難場所、避難所の名称</p> <p>②緊急避難場所、避難所の所在位置</p> <p>③（略）</p> <p>④緊急避難場所、避難所への経路</p> <p>⑤緊急避難場所、避難所の区分</p> <p>⑥その他必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること <p>（2）避難のための知識の普及</p> <p>市は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>①平常時における避難のための知識</p> <p>②避難時における知識</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とすること ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること） ・避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自信が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきこと <p>③緊急避難場所、避難所滞在中の心得</p> <p>（3）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の
---	---

<p>2-21</p>	<p>第5章 要配慮者対策</p> <p>■近年の高齢化や国際化、ライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時において要配慮者への配慮や支援が重要となっている。市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）は、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の充実を図るものとする。</p> <p>■要配慮者の支援については、「日進市災害時要援護者地域支援マニュアル」や内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に沿って、適切に安否確認や避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。</p> <p>■市及び施設等管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動に努める。</p>	<p><u>工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。</u></p> <p>第5章 <u>避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</u></p> <p>■市長等は、<u>あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。</u></p> <p>■市にあつては、<u>避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。</u></p> <p>■市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。</p> <p>■社会福祉施設等の管理者は、<u>その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。</u></p> <p>■市及び県は、「<u>むやみに移動（帰宅）を開始しない</u>」という基本原則を積極的に広報することにより、<u>帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業所等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</u></p> <p>第1節 <u>避難所の指定・整備</u></p>
-------------	--	---

(追加)

1. 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

(2) 指定避難所の指定

① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定するものとする。

② 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

＜一人当たりの必要占有面積＞

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。

また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。

④ 指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時

1. 社会福祉施設等における対策

主体	内容
----	----

に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良質な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

①情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ等

②運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

③バックアップ設備の整備：投光器、自家発電設備等

(4) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(5) 避難所の運営体制の整備

市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

第2節 要配慮者支援対策

1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">施設等管理者</p> <p>①組織体制の整備 地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制の確立に努める。 また、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、近隣施設、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るとともに、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>②防災備品等の整備 地震災害に備え食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p> <p>③緊急連絡体制の整備 地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。</p> <p>④防災教育・防災訓練の実施 要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p>	<p>①組織体制の整備 施設等管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。 また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。</p> <p>②施設の耐震対策 施設等管理者は、施設全体の耐震対策の強化を図るよう努める。</p> <p>③緊急連絡体制の整備 市及び施設等管理者は、地震災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。</p> <p>④防災教育・防災訓練の実施 市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。</p> <p>⑤防災備品等の整備 施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。</p>	
2-22	<p>2. 在宅の要配慮者対策 市は在宅の要配慮者に対し、次の対策を進めるものとする。</p> <p>①緊急警報システム等の整備 要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システム等の整備に努めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。</p>	<p>(2) 在宅の要配慮者対策 (削除)</p> <p>①緊急警報システム等の整備 市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>②応援協力体制の整備</p> <p>被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織、<u>民生委員・児童委員</u>やボランティア組織、<u>国、県及びその他の地方公共団体等</u>との応援協力体制の確立に努める。</p> <p>③防災教育・防災訓練の実施</p> <p>要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。</p> <p>3. 避難行動要支援者対策</p> <p>(1) 市の措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>①要配慮者の把握</p> <p>(略)</p> <p>②避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、要配慮者の<u>なか</u>から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件から<u>あてはまらない者</u>であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応する。</p> <p>ア 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法</p> <p>(略)</p> <p>③避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>(略)</p> <p>④避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に記載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保</p>	<p>②応援協力体制の整備</p> <p>市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、<u>国及び他の地方公共団体等</u>との応援協力体制の確立に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>③防災教育・防災訓練の実施</p> <p>市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る<u>ものとする</u>。</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>(削除)</p> <p>① (略)</p> <p>②避難行動要支援者名簿の整備等</p> <p>ア 要配慮者の把握</p> <p>(略)</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、要配慮者の<u>中</u>から、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件<u>にあてはまらない者</u>であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた場合には柔軟に対応<u>できるものとする</u>。</p> <p>i) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲</p> <p>(略)</p> <p>ii) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に記載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲をあらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保</p>
---	--

2-23

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。</p> <p>また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。</p> <p>（追加）</p> <p>⑤避難支援体制の整備 （略）</p> <p>⑥名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 （略）</p> <p>⑦要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 （略）</p> <p>⑧避難支援等関係者の安全確保 （略）</p>	<p>管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。</p> <p>また、市は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を<u>広く</u>避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。</p> <p>③市は、<u>安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</u></p> <p>④避難支援体制の整備 （略）</p> <p>⑤名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置 （略）</p> <p>⑥要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮 （略）</p> <p>⑦避難支援等関係者の安全確保 （略）</p>
<p>2-24</p>	<p>4. 外国人等に対する防災対策 （略）</p>	<p>2. 外国人等に対する防災対策 （略）</p>
<p>2-25</p>	<p>第6章 帰宅困難者対策</p> <p><u>平成 22 年国勢調査によれば、通勤・通学による本市への流入人口は約 29,000 人にのぼる。また、南海トラフ地震の被害予測による帰宅困難者数は約 11,000～約 13,000 人と想定され、本市では災害時に帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の予防措置をとるものとする。</u></p> <p>1. <u>帰宅困難者への対策方針</u></p>	<p>第3節 帰宅困難者対策</p> <p>南海トラフ地震の被害予測による帰宅困難者数は約 11,000～約 13,000 人と想定され、本市では災害時に帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の予防措置をとるものとする。</p> <p>1. <u>市における措置</u></p> <p><u>市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。</u></p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

主体	実施内容	
市	<p>公共交通機関が運行を停止した場合、時間帯によっては自力で帰宅することが難しい帰宅困難者が大量に発生する可能性があるため、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平時から積極的に広報するものとする。また、一斉帰宅を抑制するため、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に滞在させることができるよう必要な物資の備蓄等を促すなど、<u>帰宅困難者対策を行う。</u></p> <p>旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行う。</p>	<p><u>（1）帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報</u></p> <p>「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。</p> <p><u>（2）事業者による物資の備蓄等の促進</u></p> <p>企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。</p> <p><u>（3）一時的に滞在する場所として利用する施設の確保</u></p> <p>市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。</p>
事業所や学校等	<p>事業所や学校などの組織がある所は、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、<u>帰宅する者の安全確保の観点に留意して対策をとる。</u></p>	<p>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</p> <p>■地震災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。</p> <p>1. 市及び防災関係機関における措置</p> <p><u>（1）防災施設等の整備</u></p>
(追加)		

地震災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

（2）防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

（3）公的機関の業務継続性の確保

①市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

②市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

ア 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制

イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

ウ 電気・水・食料等の確保

エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

オ 重要な行政データのバックアップ

カ 非常時優先業務の整理

（4）応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

（5）人材の育成等

市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度の

充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

このほか、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

（6）防災中枢機能の充実

保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備え非常用通信手段の確保を図るものとする。

（7）浸水対策用資機材の整備強化

注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要な、くい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

（8）地震計等観測機器の維持・管理

市は、震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動地震・対応に遅れが生じること等がないよう、地震計等観測機器の維持・管理に努める。

（9）緊急地震速報の伝達体制整備

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

（10）防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、庁舎等の屋上に番号を標示し、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るよう努める。

2. 尾三消防本部等消防機関における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、化学消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3. 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

(2) 通信施設・設備等

①通信連絡機能の維持対策

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市・県・関係機関相互間等における情報連絡網の整備を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

②通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること）に整備し、その保守点検等を実施する。

4. 救助・救急に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5. 道路河川の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛を導入に努める。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルート確保計画を検討する。

6. 非常用水源の確保

震災時における応急給水用の水源について、平常時

からあらかじめ選定しておく必要があるが、非常用水源の確保につき留意しておかなければならない事項は、次のとおりである。

（１）給水対象及び給水量

非常用水源の規模決定にあたっては、次表を参考にして給水の対象人口とその単位給水量をつかんでおかななくてはならない。

地震発生からの日数	目標水量 (L/人・日)	住民の水の運搬距離	主な給水方法
発生～3日	3	概ね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車
4日～10日	20	概ね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓
11日～21日	100	概ね 100m 以内	同上
22日～28日	被災前給水量 (約 250)	概ね 10m 以内	仮配管からの各給水共用栓

（２）非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のようなものについて選定しておいて、平素からの維持管理をしておく必要がある。

①最寄利用可能水源の利用

最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。

②水道用貯留施設の利用

浄水池、ポンプ井、配水池、配水塔、圧力タンク、耐震性貯水槽

③受水槽の利用

公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。

④プール、ため池、沈澱池、河川の利用

ア 比較的汚染の少ない水源をあらかじめ選定しておき、あらかじめ公的機関等による水質検査を受ける

こと。

イ 飲料水等の清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理をしたのち、塩素剤により滅菌して応急給水すること。

⑤井戸の利用

ア 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意してから使用すること。

イ 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

7 物資等の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄を図るよう努力するものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において可能な限り1週間分程度の食料を備蓄しておくよう啓発する。

(3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、関係業界との連携を深めるよう努力するものとする。

8. 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性

<p>2-27</p>	<p>第8章 地盤災害の予防</p> <p>土地利用にあたっては、自然条件や土地の形質を把握し、地盤災害の防止に留意して進める。特に、地震災害の予防的見地から、造成地や軟弱地盤、災害履歴などを考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行うものとする。</p>	<p>に配慮する。</p> <p>9. 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 災害廃棄物処理計画の策定</p> <p>市は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた</p> <p>災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 広域連携、民間連携の促進</p> <p>市は、中部地方環境事務所や県（環境部）と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。</p> <p>10. 罹災証明書の発行体制の整備</p> <p>市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第8章 液状化対策・土砂災害等の予防</p> <p>■液状化（クイック・サンド現象）危険地域における防災対策として、住宅等の高層化によりオープンスペースを確保するとともに、支持杭の使用を奨励し、建築物の耐震性を強化するものとする。</p> <p>■地震により発生する地割れ・液状化や地すべり・がけ崩れ・山崩れ等種々の地盤災害の予防に万全を期すものとし、特に、地震災害の予防的見地から、造成地、埋立地、軟弱地盤、活断層等を十分考慮の上、土地利用の適正な規制、指導を行うものとする。</p> <p>■土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、市地域防災計画に県の防</p>
-------------	---	---

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>2-29</p>	<p>1. 適正かつ安全な土地利用への規制誘導</p> <p>地盤災害の予防対策としては、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への規制誘導を図る。</p> <p>同時に、地盤地質などの自然条件を把握する自然環境に関するアセスメント等を実施することによって、地震に伴う地盤災害の予防を検討する。</p> <p>5. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>イ～キ （略）</p> <p>(2) ハザードマップの作成及び周知</p> <p>(略)</p> <p>また、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配布、回覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。</p>	<p><u>災上の危険区域の指定状況を反映させるなどして、必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</u></p> <p>1. 適正かつ安全な土地利用への規制誘導</p> <p><u>液状化による被害や土砂災害等の</u>予防対策としては、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への規制誘導を図る。</p> <p>同時に、地盤地質などの自然条件を把握する自然環境に関するアセスメント等を実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。</p> <p>5. 市における措置</p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p><u>①市防災会議は、土砂災害危険箇所等に関する資料を市地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</u></p> <p><u>②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実・強化を図る。</u></p> <p>ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 <u>(エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)</u></p> <p>イ～キ （略）</p> <p><u>③市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。</u></p> <p>(2) ハザードマップの作成及び周知</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。</u></p> <p><u>なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。</u></p>
-------------	--	--

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>2-30</p>	<p>第9章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p><u>不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模以上等の既存耐震不適格建築物に耐震診断・改修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努めることとする。</u></p> <p>また、同法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</p>	<p>第9章 建築物等の安全化</p> <p>第1節 建築物の耐震推進</p> <p>2. 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行</p> <p><u>建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和56年5月31日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を義務付けることとする。</u></p>
<p>2-32</p>	<p>第2節 公共施設安全確保整備計画</p> <p><u>道路、橋梁、河川堤防、上下水道、電力、ガス、鉄道、電信電話等の各種公共公益施設は、住民等の日常生活及び社会経済活動上欠くことのできないものである。これら公共公益施設の地震による被害は、避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、その機能麻痺が人心に与える影響は大きく、災害の拡大を招くことも想定される。</u></p> <p><u>これら公共公益施設について、震災後、直ちに機能回復を図るとともに、事前の予防措置の重要性を認識し、整備に努める。そのため、各施設ごとに耐震性を備えるよう、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめる予防措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>1. 公共施設</p> <p>(4) 下水道</p> <p>(略)</p> <p>下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本水道協会）」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じるとともに、「下水道地震対策緊急整備計画」に基づき計画的に進めていく。</p>	<p>第2節 公共施設安全確保整備計画</p> <p><u>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、地震災害において耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</u></p> <p>1. 公共施設</p> <p>(4) 下水道</p> <p>(略)</p> <p>下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）」及び「<u>下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）</u>」に適合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じるととも</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

<p>2-33</p>	<p>2. 公益施設</p> <p>(2) ガス施設</p> <p>東邦ガス株式会社は、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、その対策に努める。</p> <p>(6) 農地、農業用施設</p> <p>(略)</p> <p>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p>に、「下水道地震対策緊急整備計画」に基づき計画的に進めていく。</p> <p>2. 公益施設</p> <p>(2) ガス施設</p> <p>東邦瓦斯株式会社は、地震による被害発生を軽減するとともに、万一の被害発生時には、二次災害を防止するとともに、早期復旧を図るため、その対策に努める。</p> <p>(6) 農地、農業用施設</p> <p>(略)</p> <p>また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れのあるため池（<u>防災重点ため池</u>）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</p>
<p>3-8</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>市、県及び防災関係機関は、相互に密接な連携のもとに、被害状況等の収集・伝達活動を行うものとする。</p> <p>市、県及び防災関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達重要通信の疎通を確保する。</p> <p>迅速かつ的確な情報の収集伝達を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行い、市、県及び防災関係機関相互の効果的な通信の運用を図る</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第4章 被害状況等の収集・伝達</p> <p>■<u>発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。</u></p> <p>■<u>市、県及び関係機関は、相互に連携して災害応急対策が実施できるよう、災害に関する情報の共有に努める。</u></p> <p>■<u>市、県及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。</u></p> <p>■<u>被災者等への確かつ分りやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。</u></p> <p>■<u>各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。</u></p>
<p>3-10</p>	<p>3. 被害状況等の収集・伝達</p> <p>(2) 市の措置</p> <p>市は、異常現象及び被害状況、災害応急対策等の災害に関する情報の収集に努め、遅滞なく県及び防災関係機関に通報する。この場合において、市は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる、県防災地理情報システム等を有</p>	<p>3. 被害状況等の収集・伝達</p> <p>4. 市の措置</p> <p>(1) 被害情報の収集</p> <p>市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。</p> <p>特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライ</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

効に活用するものとする。

※火災・災害等即報基準に該当する災害の報告

①市は、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防第 267 号）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として 30 分以内で可能なかぎり早く、分かる範囲で所定の様式により、第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

なお、第一報に際し、県と連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁）に報告する。その後、県にも報告を行うこととする。

②一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として 30 分以内で可能なかぎり早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行う。

フライング被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては 119 番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

（2）災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

この場合において、市長は、被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。

（3）行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡するものとする。

（4）火災、災害即報要領に基づく報告

①市は、火災、災害即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防第 267 号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

なお、第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うこととする。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第 3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>③確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。<u>伝達を要する被害内容は次のとおりである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生状況等 <p><u>被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策状況（全般）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人、住家被害等 <p><u>人的被害、住家被害、避難状況、救護所開設状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設被害 <p><u>河川・貯水池・ため池等被害、砂防被害、建物施設被害、道路被害、水道施設被害</u></p> <p>報告系統図 (略)</p>	<p>②確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。</p> <p><u>なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。</u></p> <p>報告系統図 (略)</p> <p><u>(5) 被災者台帳の作成</u></p> <p><u>被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。</u></p>
3-11	<p>4. <u>重要な災害情報の収集・伝達</u> (略)</p> <p>5. <u>報告の方法</u> ①、② (略)</p> <p>③<u>全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして報告するよう努める。</u></p> <p>6. <u>市における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達</u> (略)</p>	<p>5. <u>重要な災害情報の収集・伝達</u> (略)</p> <p>6. <u>報告の方法</u> ①、② (略)</p> <p>③<u>全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。</u></p> <p>7. <u>市における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達</u> (略)</p>
3-14	<p>第 6 章 避難 第 1 節 避難対策 (略)</p> <p>1. <u>避難のための準備情報・勧告・指示</u></p>	<p>第 6 章 避難 第 1 節 避難対策 (略)</p> <p>1. <u>市における措置</u></p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

(1) 避難の勧告等の実施	
避難の措置の実施者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。	
各主体の措置	<p><u>市長</u> 市長は、火災、がけ崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行う。</p> <p>また、避難のための立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台、中部地方整備局又は知事に対し、助言を求めることができる。</p> <p><u>警察官</u> 市長による避難のための立退きもしくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</p> <p><u>自衛官</u> 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいなるときは、危険な場所にいる住民等に避難の指示をすることができる。</p>

(1) 避難の指示等

①避難指示（緊急）等

地震等に伴う災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

なお、避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努める。

②避難準備・高齢者等避難開始

一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

また、必要に応じ、難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。

③屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

④対象地域の設定

難準備・高齢者等避難開始や避難指示（緊急）を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。

(3) 報告（災害対策基本法第 60 条第 4 項）

市

— 方面本部（県民事務所等） —

知事

(4) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p><u>(2) 避難の勧告・指示の内容</u></p> <p>市長等、避難の勧告・指示をするものは、次の内容を明示して実施する。</p> <p>・避難対象地域／避難先／避難経路／避難勧告又は指示の理由／</p> <p>・その他の必要な事項</p>	<p>2. 水防管理者における措置</p> <p><u>(1) 立退きの指示</u></p> <p>洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。</p> <p><u>(2) 通知（水防法第 29 条）</u></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">水防管理者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">愛知警察署長</div> </div>
<p>3-15</p>	<p>2. 避難の措置と周知</p> <p>(略)</p> <p>3. 避難の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>4. 応援協力関係</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 市は、災害が発生し、被災した住民の市域を超えての避難が必要となる場合は、<u>その受入れについて、避難先市町村と協議する。</u></p>	<p>3. 避難の措置と周知</p> <p>(略)</p> <p>4. 避難の誘導等</p> <p>(略)</p> <p>5. 応援協力関係</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 市は、災害が発生し、被災した住民の市域を超えての避難が必要となる場合は、<u>県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。</u></p>
<p>3-19</p>	<p>第 7 章 要配慮者支援対策</p> <p>2. 避難行動要支援者の避難支援</p> <p>(追加)</p>	<p>第 7 章 要配慮者支援対策</p> <p>2. 避難行動要支援者の避難支援</p> <p><u>④障害者に対する情報提供</u></p> <p><u>障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。</u></p>
<p>3-22</p>	<p>第 9 章 救出</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 期間、費用等</p>	<p>第 9 章 救出</p> <p><u>(5) 合同調整所の設置</u></p> <p><u>災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。</u></p> <p><u>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム (DMAT) や緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) 等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p> <p><u>(6) 期間、費用等</u></p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	(略)	(略)										
3-23	<p>第10章 消防活動</p> <p>第1節 消防活動に関する計画</p> <p>2. 大規模火災対策</p> <p>(1) 大震火災防御計画の推進</p> <p>●防御方針</p> <p>①、② (略)</p> <p>③火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保防御にあたる。</p> <p>④～⑧ (略)</p>	<p>第10章 消防活動</p> <p>第1節 消防活動に関する計画</p> <p>2. 大規模火災対策</p> <p>(1) 大震火災防御計画の推進</p> <p>●防御方針</p> <p>①、② (略)</p> <p>③火災が随所に発生し、消防隊個々の防御では効果を収め得ない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保のための防御にあたる。</p> <p>④～⑧ (略)</p>										
3-25	第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第11章 医療救護・防疫・保健衛生対策										
3-26	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>3. 避難所の生活衛生管理</p> <p>市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導や栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>3. 避難所の生活衛生管理</p> <p>市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>										
3-27	第12章 水・食品・生活必需品の供給	第12章 水・食品・生活必需品の供給										
3-28	<p>第1節 給水</p> <p>(2) 非常用水源の確保</p> <p>非常用水源として、次のものをあらかじめ選定し、平素からの維持管理に努める。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水源</th> <th>主な方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最寄利用可能水源</td> <td>最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。</td> </tr> <tr> <td>水道用貯留施設</td> <td>ポンプ井（ポンプ揚水用の貯水槽）、配水池、圧力タンク、耐震性貯水槽等を利用して給水する。</td> </tr> <tr> <td>受水槽</td> <td>公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。</td> </tr> <tr> <td>プール、ため池、河川</td> <td>比較的汚れの少ない水源をあらかじめ選定する。飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理したのち、塩素剤により滅菌して応急給</td> </tr> </tbody> </table>	水源	主な方法	最寄利用可能水源	最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。	水道用貯留施設	ポンプ井（ポンプ揚水用の貯水槽）、配水池、圧力タンク、耐震性貯水槽等を利用して給水する。	受水槽	公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。	プール、ため池、河川	比較的汚れの少ない水源をあらかじめ選定する。飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理したのち、塩素剤により滅菌して応急給	<p>第1節 給水</p> <p>(削除)</p> <p>(第2編第6章へ：記載箇所の変更)</p>
水源	主な方法											
最寄利用可能水源	最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。											
水道用貯留施設	ポンプ井（ポンプ揚水用の貯水槽）、配水池、圧力タンク、耐震性貯水槽等を利用して給水する。											
受水槽	公共施設、ビル、病院、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。											
プール、ため池、河川	比較的汚れの少ない水源をあらかじめ選定する。飲料水等で清浄な水が必要とされる場合は、ろ水機等で処理したのち、塩素剤により滅菌して応急給											

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>水する。</p> <p>浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等の可能性があるため、使用にあたって水質に十分注意して使用する。また、県が提供する災害時井戸情報を活用し、生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。</p>													
3-29	<p>第2節 食品の供給</p> <p>(略)</p> <p>市は、自ら食品供与が困難な場合は、<u>他市町村又は県</u>に<u>応援を要請するものとする。</u></p> <p>(1) 主食等の備蓄</p> <p>アルファ化米をはじめとして、<u>実情に即した食料備蓄を進める。</u></p> <p>(2) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>①市は、<u>おおむね次のとおり食品を供給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="226 1160 726 1451"> <tr> <td data-bbox="226 1160 523 1355"> <p>・熱源の使用不可能時： 調理不要な食品_(及び飲料水)_を供給する。</p> </td> <td data-bbox="523 1160 619 1249">(略)</td> <td data-bbox="619 1160 726 1249">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 1355 523 1451">(略)</td> <td data-bbox="523 1355 619 1451">(略)</td> <td data-bbox="619 1355 726 1451">(略)</td> </tr> </table> <p>②縁故者先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象となる。<u>なお、この場合現物をもって支給する。</u></p> <p>(3) 米穀</p> <p>②米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、<u>県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</u></p> <p>③市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、<u>通信途絶など</u>の場合には、<u>農林水産省（生産局）</u>に要請を行うこと</p>	<p>・熱源の使用不可能時： 調理不要な食品_(及び飲料水)_を供給する。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第2節 食品の供給</p> <p>(略)</p> <p>市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。</p> <p>(1) 主食等の備蓄</p> <p>アルファ化米をはじめとして、<u>実情に即した食料備蓄を進める。</u></p> <p><u>備蓄物資、自ら調達した食品、(4)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引き渡された食品を状況に応じて被災者に供給する。</u></p> <p>(2) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>①市は、<u>おおむね次のとおり食品を供給する。</u></p> <table border="1" data-bbox="774 1160 1276 1451"> <tr> <td data-bbox="774 1160 1070 1355"> <p>・熱源の使用不可能時： 調理不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。</p> </td> <td data-bbox="1070 1160 1166 1249">(略)</td> <td data-bbox="1166 1160 1276 1249">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="774 1355 1070 1451">(略)</td> <td data-bbox="1070 1355 1166 1451">(略)</td> <td data-bbox="1166 1355 1276 1451">(略)</td> </tr> </table> <p>②在宅での避難者、<u>応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者にたいしても物資等が提供されるよう努める。</u></p> <p>(3) 米穀</p> <p>②米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、<u>県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買い入れ・販売等に関する基本要領（第4章I第10の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</u></p> <p>③市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、<u>通信途絶など</u>の場合には、<u>農林水産省（政策統括官）</u>に要請を行う</p>	<p>・熱源の使用不可能時： 調理不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>・熱源の使用不可能時： 調理不要な食品_(及び飲料水)_を供給する。</p>	(略)	(略)												
(略)	(略)	(略)												
<p>・熱源の使用不可能時： 調理不要な食品及び飲料水(ペットボトル等)を供給する。</p>	(略)	(略)												
(略)	(略)	(略)												

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>ができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(4) <u>副食品、調味料の調達</u></p> <p><u>広域かつ重大な被害により、副食品等の供給が困難となるおそれのある場合には、関係機関に協力を求めて、その確保を図る。</u></p>	<p>ことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>(4) <u>他市町村又は県への応援要求</u></p> <p><u>備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。</u></p> <p><u>なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u></p>
<p>3-30</p>	<p>第3節 生活必需品の供給</p> <p>(2) 物資の供給と調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は災害時に生活必需物資の供給を行う。 ・市は災害時に迅速に生活必需物資を調達できるよう、関連民間企業と協定を締結するなど、関係業界との連携を深めるよう努力する。 ・市は自ら生活必需品の供給を行うことが困難な場合は、<u>他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。</u> 	<p>第3節 生活必需品の供給</p> <p>(2) 物資の供給と調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市は災害時に生活必需物資の供給を行う。 ・市は災害時に迅速に生活必需物資を調達できるよう、関連民間企業と協定を締結するなど、関係業界との連携を深めるよう努力する。 ・市は被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。<u>生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、次の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。</u> ・供給することが困難な場合は、<u>他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。</u>
<p>3-31</p>	<p>第13章 緊急輸送対策等</p> <p>第1節 緊急輸送道路確保計画</p> <p>2. 災害対策用緊急輸送道路の確保</p> <p>地震により道路施設が被害を受けた場合、応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、重点的に応急復旧する路線として、災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。</p> <p>また、<u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合</u>で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として<u>区間を指定し</u>、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p>	<p>第13章 緊急輸送対策等</p> <p>第1節 緊急輸送道路確保計画</p> <p>2. 災害対策用緊急輸送道路の確保</p> <p><u>(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有</u></p> <p>① <u>巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。</u></p> <p>② <u>道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</u></p> <p><u>(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保</u></p> <p>地震により道路施設が被害を受けた場合、応急対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、重点的に応急復旧する路線として、災害対策用緊急輸送道路の確保を図る。</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

		<p>① <u>道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。</u></p> <p>② <u>管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。</u></p> <p>また、南海トラフ地震の発生時においては、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に定めるタイムラインに留意する。</p> <p>③ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。</p> <p>④ <u>応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。</u></p> <p><u>(3) 情報の提供</u></p> <p><u>緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。</u></p> <p>第3節 自動車運転者における措置</p> <p>(1) 大規模地震が発生したとき</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。</u></p> <p>エ (略)</p> <p>第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策</p> <p>第3節 ガス施設対策</p> <p>1. 都市ガス</p> <p><u>東邦瓦斯株式会社は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは可能なかぎりガスの供給を継続する。</u></p> <p>第5節 下水道等対策</p> <p><u>災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘</u></p>
3-33	<p>第3節 自動車運転者における措置</p> <p>(1) 大規模地震が発生したとき</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>第3節 自動車運転者における措置</p> <p>(1) 大規模地震が発生したとき</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ <u>引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。</u></p> <p>エ (略)</p>
3-34	<p>第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策</p>	<p>第14章 鉄道施設・ライフライン施設の応急対策</p>
3-37	<p>第3節 ガス施設対策</p> <p>1. 都市ガス</p> <p><u>東邦ガス株式会社は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは可能なかぎりガスの供給を継続する。</u></p>	<p>第3節 ガス施設対策</p> <p>1. 都市ガス</p> <p><u>東邦瓦斯株式会社は、ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧を実施し、さらに被災地域以外へは可能なかぎりガスの供給を継続する。</u></p>
3-39	<p>第5節 下水道等対策</p> <p><u>下水道管渠、ポンプ場、終末処理場等の被害に対し</u></p>	<p>第5節 下水道等対策</p> <p><u>災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘</u></p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	て、機能回復を図るための応急措置を講ずる。	案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。													
3-40	第6節 通信施設の応急措置 2. 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社）における措置 (略)	第6節 通信施設の応急措置 2. 移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDD I 株式会社及びソフトバンク株式会社）における措置 (略)													
3-43	第16章 応援協力・派遣要請	第16章 応援協力・派遣要請													
3-44	第2節 職員派遣の要請等	第2節 職員派遣の要請等													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市長</td> <td>(1)、(2) (略) (3) 救援隊等の要請 大規模な災害が発生した場合、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき、援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市長	(1)、(2) (略) (3) 救援隊等の要請 大規模な災害が発生した場合、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき、援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。	(4) (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主体</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市長</td> <td>(1)、(2) (略) (3) 緊急消防援助隊等の応援要請 ①市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 ②応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 ③消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。</td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	主体	内容	市長	(1)、(2) (略) (3) 緊急消防援助隊等の応援要請 ①市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 ②応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 ③消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。	(4) (略)	(略)	(略)
主体	内容														
市長	(1)、(2) (略) (3) 救援隊等の要請 大規模な災害が発生した場合、愛知県内広域消防相互応援協定に基づき、援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行う。														
	(4) (略)														
	(略)														
主体	内容														
市長	(1)、(2) (略) (3) 緊急消防援助隊等の応援要請 ①市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 ②応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 ③消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。														
	(4) (略)														
	(略)														
	(略)														
3-47	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 地震が発生し、県内外から広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防をはじめとする広域応援部隊等の人員・資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関と調整の上、確保、整備に努めるものとする。 県内市町村への応援が必要となる場合の活動拠点としての活用も図る。なお、防災活動拠点には、その規模に応じて、地区防災活動拠点、地域防災活動拠点、広域防災活動拠点、中核防災活動拠点等があり、市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。	第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備 地震が発生し、県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。													

<p>3-48</p>	<p>(追加)</p> <p>第17章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画</p> <p>第1節 環境汚染防止計画</p> <p>(略)</p> <p>大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車によるデータ収集並びに県等の分析機関と連携して、環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を適確に把握する。また、必要に応じて、環境調査・モニタリング等に必要な人員・機材等の援助について県に応援を依頼するとともに、事業者に対して応急対策の実施を指導する。</p>	<p>第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</p> <p>南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</p> <p>市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。</p> <p>(1) 緊急輸送ルートの確保</p> <p>被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動</p> <p>(2) 救助・救急、消火活動</p> <p>あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動</p> <p>(3) 災害医療活動</p> <p>全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</p> <p>(4) 物資調達</p> <p>国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動</p> <p>(5) 燃料供給</p> <p>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p> <p>第17章 環境汚染防止及び廃棄物処理計画</p> <p>第1節 環境汚染防止計画</p> <p>(略)</p> <p>大気・水質監視テレメータシステム及び大気汚染測定車によるデータ収集並びに県等の分析機関と連携して、環境汚染モニタリングを行い、環境汚染状況やその発生源を適確に把握する。また、必要に応じて、環境調査・モニタリング等に必要な人員・機材等の援助について応援を依頼する。</p>	
-------------	---	--	--

新旧対照表（地震災害対策計画）

3-49	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>1. 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>市は、<u>廃棄物に係る処理体制を確保する必要があるため、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を参考に、平常時に災害廃棄物処理計画を策定する。また、災害時においては、被災状況を調査し、災害廃棄物の発生量を推定するとともに、災害廃棄物処理実行計画を策定して、迅速に処理を進める。</u></p> <p>2. <u>処理体制の確立</u></p> <p>次の方針で廃棄物を処理するとともに、協定等に基づき、廃棄物（ごみ、し尿）処理業者の団体との災害時の応援体制を確立しておくものとする。</p>	<p>第2節 廃棄物処理計画</p> <p>1. 災害廃棄物処理実行計画の策定</p> <p>市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。</p> <p>2. <u>災害廃棄物の迅速かつ適正な処理</u></p> <p>次の方針で災害廃棄物を処理するとともに、協定等に基づき、廃棄物（ごみ、し尿）処理業者の団体との災害時の応援体制を確立しておくものとする。</p>											
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 869 363 1727">廃棄物の処理の方針</td> <td data-bbox="363 869 735 1727"> <ul style="list-style-type: none"> ・処理を円滑に推進するため収集運搬機材、仮置き場及び処理、処分場を確保する。 ・県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1727 363 1921">がれき</td> <td data-bbox="363 1727 735 1921"> <ul style="list-style-type: none"> ・選別・保管のできる仮置き場の確保を図る。 ・大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1921 363 2018">フロン使用機器</td> <td data-bbox="363 1921 735 2018">適切なフロンの回収と廃棄処理を行う。</td> </tr> </table>	廃棄物の処理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・処理を円滑に推進するため収集運搬機材、仮置き場及び処理、処分場を確保する。 ・県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立する。 	がれき	<ul style="list-style-type: none"> ・選別・保管のできる仮置き場の確保を図る。 ・大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 	フロン使用機器	適切なフロンの回収と廃棄処理を行う。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="740 869 911 1727">災害廃棄物の処理の方針</td> <td data-bbox="911 869 1283 1727"> <ul style="list-style-type: none"> ・処理を<u>迅速かつ適正に実施</u>するため、<u>収集運搬機材、十分な大きさの仮置き場、中間処理施設及び最終処分場を確保する</u> ・県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立し、<u>災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</u> ・<u>災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置き場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置き場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。</u> ・<u>環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 1727 911 1921">がれき</td> <td data-bbox="911 1727 1283 1921"> <ul style="list-style-type: none"> ・選別・保管のできる仮置き場の確保を図る。 ・大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="740 1921 911 2018">フロン使用機器</td> <td data-bbox="911 1921 1283 2018">適切なフロンの回収と廃棄処理を行う。</td> </tr> </table>	災害廃棄物の処理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・処理を<u>迅速かつ適正に実施</u>するため、<u>収集運搬機材、十分な大きさの仮置き場、中間処理施設及び最終処分場を確保する</u> ・県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立し、<u>災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</u> ・<u>災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置き場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置き場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。</u> ・<u>環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u> 	がれき	<ul style="list-style-type: none"> ・選別・保管のできる仮置き場の確保を図る。 ・大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 	フロン使用機器
廃棄物の処理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・処理を円滑に推進するため収集運搬機材、仮置き場及び処理、処分場を確保する。 ・県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立する。 												
がれき	<ul style="list-style-type: none"> ・選別・保管のできる仮置き場の確保を図る。 ・大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 												
フロン使用機器	適切なフロンの回収と廃棄処理を行う。												
災害廃棄物の処理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・処理を<u>迅速かつ適正に実施</u>するため、<u>収集運搬機材、十分な大きさの仮置き場、中間処理施設及び最終処分場を確保する</u> ・県及び周辺市町村と緊密な連絡の下に処理体制を確立し、<u>災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。</u> ・<u>災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り選別を実施し、仮置き場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置き場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。</u> ・<u>環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。</u> 												
がれき	<ul style="list-style-type: none"> ・選別・保管のできる仮置き場の確保を図る。 ・大量のがれきの最終処分までの処理体制を確立する。 												
フロン使用機器	適切なフロンの回収と廃棄処理を行う。												

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>し尿・ごみの収集・運搬は、次の要領で行うものとする。</p> <p>被災地の状況を考慮し、緊急を要する地域から収集・運搬を実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">し尿</div> <div style="text-align: center;">ゴミ</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">し尿処理施設等に投入し、処分</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">原則として焼却処分 ※ただし、不燃性又は焼却できないものは、埋立処分</div> </div> <p>産業廃棄物の処理については、事業者に対し、適切なマニュアル等に基づく措置を講ずるよう指導する。</p> <p>3. 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p>市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成 26 年 1 月 1 日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び<u>県</u>に応援要請を行う。</p> <p>3-52 第 19 章 遺体の取扱い</p> <p>3-53 第 2 節 遺体の処置</p> <p>収容した遺体について検視（調査※）を実施する。</p> <p>現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にし、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。</p> <p>※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、<u>警察官</u>が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p> <p>第 4 編 災害復旧対策計画</p> <p>4-1 第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>(2) 災害復旧計画</p>	<p>し尿・ごみの収集・運搬は、次の要領で行うものとする。</p> <p>被災地の状況を考慮し、<u>避難所</u>や緊急を要する地域から収集・運搬を実施</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">し尿</div> <div style="text-align: center;">ゴミ</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">し尿処理施設等に投入し、処分</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">原則として焼却処分 ※ただし、不燃性又は焼却できないものは、<u>破砕処理</u>や埋立処分等を行う</div> </div> <p>産業廃棄物の処理については、事業者に対し、適切なマニュアル等に基づく措置を講ずるよう指導する。</p> <p>3. 周辺市町村及び県への応援要請</p> <p><u>県</u>及び市町村等は、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、平成 26 年 1 月 1 日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村<u>又は</u>県に応援要請を行う。</p> <p>第 19 章 遺体の取扱い</p> <p>第 2 節 遺体の処置</p> <p>収容した遺体について検視（調査※）を実施する。</p> <p>現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にし、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。</p> <p>※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、<u>警察等</u>が死因及び身元を明らかにするためにを行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）</p> <p>第 4 編 災害復旧・復興計画</p> <p>第 1 章 民生安定のための緊急措置</p> <p>(2) 災害復旧・復興計画</p>
--	---	--

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） <p>（追加）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・（略） <p>・被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。</p>	
4-4	第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	
4-5	<p>7. 罹災証明書の交付等</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>（追加）</p> <p>（4. 更生資金）</p>	<p>第1節 罹災証明書の交付等</p> <p>1. 市における措置</p> <p>（1）罹災証明書の交付</p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p>（2）被災者台帳の作成</p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>第2節 被災者への経済的支援等</p> <p>1. 市における措置</p> <p>（1）被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</p> <p>市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p>（2）災害弔慰金等の支給</p>	<p>「被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</p> <p>市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p>（2）災害弔慰金等の支給</p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。</p> <p>①災害弔慰金の支給</p> <p>地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1）</p> <p>②災害障害見舞金の支給</p> <p>精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1）</p>
4-4	<p>①災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡したものの遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、被害の程度と種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。</p>	<p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。</p> <p>①災害弔慰金の支給</p> <p>地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1）</p> <p>②災害障害見舞金の支給</p> <p>精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1）</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>③災害援護資金の貸付</u></p> <p><u>被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため一世帯当たり 350 万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国 3分の2、県 3分の1)</u></p> <p><u>(3) 市税等の減免等</u></p> <p><u>市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。</u></p> <p><u>(4) 義援金の受付、支給</u></p> <p><u>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</u></p> <p><u>①義援金品の受付</u></p> <p><u>市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。</u></p> <p><u>また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>②義援金品の配分</u></p> <p><u>市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。</u></p> <p><u>(5) 災害対策基金</u></p> <p>(略)</p>
<p>4-5</p>	<p><u>6. 災害対策基金</u></p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(4. 更生資金)</u></p>	<p><u>2. 日本赤十字社愛知県支部における措置</u></p> <p><u>義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに市その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</u></p> <p><u>3. 県社会福祉協議会における措置</u></p>
<p>4-5</p>	<p><u>③生活福祉資金の貸付</u></p> <p><u>「生活福祉資金貸付制度要綱」により、被災した低所</u></p>	<p><u>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促</u></p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>得世帯に対して、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう、県社会福祉協議会は災害援護資金の貸付を行う。</p> <p>ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。</p> <p><u>（４．更生資金）</u></p>	<p>進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。</p> <p>なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。</p>
4-4	<p><u>② 被災者生活再建支援金の支給</u></p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>4．被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）における措置</u></p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。</p>
4-5	<p><u>5．激甚災害特別貸付金</u></p>	<p><u>5．報道機関、各種団体等における措置</u></p> <p>災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市、県に寄託する。</p> <p>（削除）</p>
4-4	<p><u>3．住宅復興資金</u></p> <p>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。</p>	<p><u>第3節 住宅等対策</u></p> <p><u>1．市における措置</u></p> <p><u>（1）災害公営住宅の建設</u></p> <p>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</p> <p><u>（2）相談窓口の設置</u></p> <p>相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の</p>

新旧対照表（地震災害対策計画）

		<p>確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</p> <p>2. 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置</p> <p>(1) 住宅復興資金</p> <p>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。</p> <p>(2) 住宅相談窓口の設置</p> <p>県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。</p> <p>(3) 既存貸付者に対する救済措置</p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p> <p>第4節 商工業の再建支援</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p> <p>市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</p> <p>第5節 農林水産業の再建支援</p> <p>1. 市における措置</p> <p>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</p> <p>市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</p> <p>(2) 金融支援等</p> <p>市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</p>
4-4	<p>2. 中小企業復興資金</p> <p>被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。</p>	
4-4	<p>1. 農林漁業災害資金</p> <p>被災した農林業者又は農林業者の組織する団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により、融資を行う。</p> <p>①天災資金</p> <p>地震等の天災によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。</p> <p>なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。</p> <p>②株式会社日本政策金融公庫資金</p> <p>農林業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。</p>	

新旧対照表（地震災害対策計画）

5-1

第5編 東海地震に関する事前対策

第1章 総則

第1節 東海地震に関連する情報

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下の「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	定例	(略)	(略)
	臨時	(略)	(略)
東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)		(略)
東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)		(略)

5-13

第6章 発災に備えた直前対策

5-17

第5節 飲料水、ライフライン対策

5-18

3. ガス

東邦ガス株式会社及びその他のガス事業者（LPガス（プロパンガス）供給事業者）は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部等を設置する。

(略)

(1) 都市ガス

東邦ガス株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため次の措置を講じる。

(略)

5-19

4. 下水道

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、「愛知県流域下水道地震時対応マニュアル」に基づいて必要な体制を整え、下水道施設の緊急点検を実施するとともに、発災後の応急復旧に備えて資機材の点検、確保及び要員の確保を図る。

第5編 東海地震に関する事前対策

第1章 総則

第1節 東海地震に関連する情報

東海地域に関する観測データに有意な変化を観測した場合、気象庁がその原因等の評価を行い、以下の「東海地震に関連する情報」を発表する。

なお、「東海地震に関する情報」は、各情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示される。

種類	内容等		防災対応
東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	定例	(略)	(略)
	臨時	(略)	(略)
東海地震注意情報 カラーレベル黄	(略)		(略)
東海地震予知情報 カラーレベル赤	(略)		(略)

第6章 発災に備えた直前対策

第5節 飲料水、ライフライン対策

3. ガス

東邦瓦斯株式会社及びその他のガス事業者（LPガス（プロパンガス）供給事業者）は、東海地震注意情報が発表された場合、社内に警戒体制を発令し、災害対策本部等を設置する。

(略)

(1) 都市ガス

東邦瓦斯株式会社は、都市ガスを円滑に供給するため次の措置を講じる。

(略)

4. 下水道

下水道管理者は、東海地震注意情報が発表された段階から、所用人員の配備、発災後の応急復旧に備えた資機材の点検・確保等に努める。

新旧対照表（地震災害対策計画）

	<p>5. 通信</p> <p>(1) 東海地震注意情報発令時の資機材の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>	<p>5. 通信</p> <p>(1) 東海地震注意情報発令時の資機材の確保</p> <p>西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な手配を実施する。</p>	
5-27	<p>第7章 市等が管理又は運営する施設に関する対策</p>	<p>第7章 市等が管理又は運営する施設に関する対策</p>	
5-28	<p>第2節 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>市地域防災計画が定める避難場所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	<p>第2節 県が管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>市地域防災計画が定める緊急避難場所、避難所又は応急救護所が置かれる県立学校等の管理者は、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p>	